

学校などに保管している指定廃棄物等の新たな保管場所について

本日、第 34 回横浜市放射線対策本部会議において、横浜市立学校及び横浜市内の保育園に保管されている指定廃棄物等について、新たな保管場所が決定しましたので、お知らせします。

1 決定事項等

(1) 決定事項

- ア 学校・保育園に保管されている指定廃棄物等については、子どもから離れた場所での保管を行うこととし、新たな保管場所を「北部汚泥資源化センター（鶴見区）」とする。
- イ 施設敷地内に保管庫を建築する。
- ウ 年度内を目途として、できれば冬休み、遅くとも春休みまでには学校・保育園から移動できるよう準備を進めるとともに、関係局の協力のもと移動先での安全な保管を実現する。

(2) 新たな保管場所の詳細

- ア 施設名：北部汚泥資源化センター
- イ 所在地：横浜市鶴見区末広町一丁目 6 番地の 1
- ウ 敷地面積：185,000 m²の一部
- エ 所有者：横浜市（環境創造局所管）
- オ 保管庫概要：鉄筋コンクリート造平屋建て 床面積約 100 m²

2 放射線対策本部会議での議論の経過

平成 28 年 5 月 25 日 第 32 回横浜市放射線対策本部会議

学校などに保管している指定廃棄物等について、学校外での保管についての検討を始める。

平成 28 年 6 月 29 日 第 33 回横浜市放射線対策本部会議

新たな保管場所を選定するにあたっての確認事項 6 項目を決定し、それに基づき候補地の検討を始める。

平成 28 年 8 月 29 日 第 34 回横浜市放射線対策本部会議

「北部汚泥資源化センター」敷地内の一角に保管庫を新設し、学校などで保管している指定廃棄物等を移動させることを決定

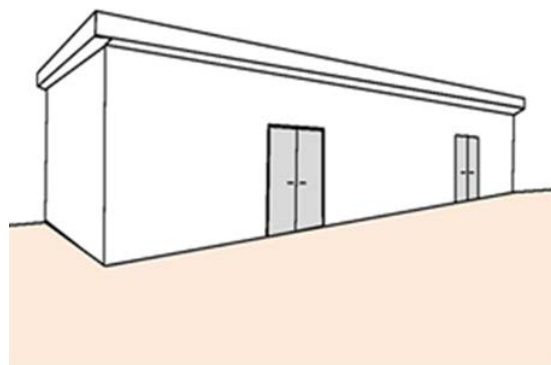
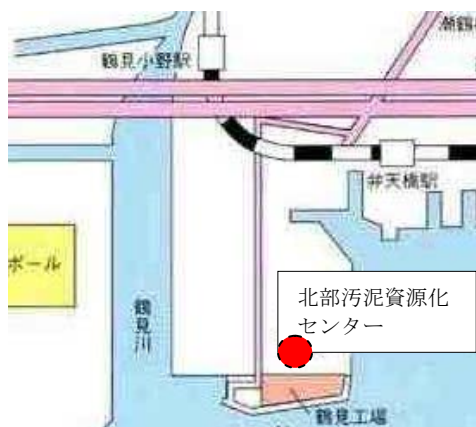
3 新たな保管場所選定の理由

- ・確認事項に照らした結果、条件を満たす場所として北部汚泥資源化センターのみが挙げられた。
- ・北部汚泥資源化センターでは新たな施設の建築が必要となるが、既存施設の設計を利用することにより、通常よりも大幅な期間短縮が可能であることが分かった。

4 新たな保管場所へ移管される指定廃棄物等

種別	施設数	保管量
(1) 学校雨水利用施設内に沈殿した汚泥 (うち指定廃棄物)	市立学校 43 校 (17 校)	約 10 t (約 3 t)
(2) 学校・保育園で発生した マイクロスポット対応除去土壌	市立学校 16 校	約 3,200 kg
	保育園 9 施設	約 200 kg

5 新たな保管場所の地図及び保管庫イメージ (詳細は別紙 1 参照)



環境創造局は保管庫用地の提供 (占有許可) を行います。教育委員会事務局及び子ども青少年局は保管庫の建築を行い、点検等の管理業務を引き続き行います。

6 これまでの主な経緯 (指定廃棄物に関すること)

- 平成 24 年 3 月 29 日 横浜市立学校のうち 43 校において、学校の雨水利用施設における雨水利用暫定停止
- 平成 25 年 9 月 27 日 環境省に学校雨水利用施設の汚泥の指定廃棄物申請
- 平成 25 年 12 月 26 日 指定

お問合せ先		
市立学校の汚泥に関すること・保管庫に関すること 教育委員会事務局教育施設課長	中澤 誠治	Tel 045-671-3230
市立学校のマイクロスポット除去土壌に関すること 教育委員会事務局健康教育課長	茨 志麻	Tel 045-671-3234
保育園のマイクロスポット除去土壌に関すること 子ども青少年局保育・教育運営課長	武居 秀顕	Tel 045-671-2365
北部汚泥資源化センターに関すること 環境創造局下水道施設管理課長	時岡 大平	Tel 045-671-3573
放射線対策本部会議に関すること 健康福祉局健康安全課新型インフルエンザ等対策担当課長	平木 浩司	Tel 045-671-2468

北部汚泥資源化センター

別紙 1

